



最高裁秘書第1061号

平成29年3月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年1月20日付け（同月23日受付，最高裁秘書第242号）で申出の  
ありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしました  
ので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
昭和46年4月に司法修習生を罷免した際の最高裁判所裁判官会議議事録
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，存在しない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）